

取引業者 各位

国立大学法人福島大学

消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）について

貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和5年10月1日から消費税の適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が開始されます。適格請求書を交付できるのは、「適格請求書発行事業者」に限られており、「適格請求書発行事業者」になるためには、原則、制度が開始される前までに所轄税務署へ登録申請書を提出し、登録を受ける必要があります。

消費税の課税事業者及びインボイス制度の対象となる取引業者各位におかれましては、国税庁ホームページ内の「インボイス特設サイト」等をご確認の上、登録申請手続を完了して頂きますようよろしくお願いいたします。

また、登録された事業者様におかれましては、令和5年10月1日以降に納品や役務提供完了となる課税取引について、適格請求書の発行をお願いいたします。

併せて、本学の「適格請求書発行事業者」の登録番号について以下のとおりお知らせいたします。

【適格請求書発行事業者登録番号】：T1380005002234

【氏名又は名称】国立大学法人福島大学

【本店又は主たる事業所の所在地】福島県福島市金谷川1番地

○ 国税庁ホームページ内の「インボイス特設サイト」

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

○ インボイス制度に関するご相談は、国税庁の専用ダイヤルにお問合せ願います。

【専用ダイヤル】0120-205-553 【受付時間】9：00～17：00（土日祝除く）

（お問い合わせ先）

財務課調達係 024-548-8104 chotatsu@adb.fukushima-u.ac.jp